

○登録政治資金監査人への周知文書（案）

委員限り

資料A 別紙3

政 適 委 第 号
平成26年12月〇〇日

登録政治資金監査人 各位

個別の指導・助言の時期
に関する説明

政治資金適正化委員会
委員長 ○ ○ ○ ○

登録政治資金監査人の方に対する個別の指導・助言について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび、当委員会では、収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例等が散見される状況に対し、都道府県選挙管理委員会からの要望等を踏まえ、標記の取組を実施することといたしました。

この取組の概要については、今年度の政治資金監査実務に関するフォローアップ研修（以下「フォローアップ研修」という。）の実務向上研修でもお伝えしておりますが、具体的には、都道府県選挙管理委員会及び総務省に対して、収支報告書及び政治資金監査報告書の記載状況について当委員会への報告を求め、当該報告に基づき、登録政治資金監査人の方に対して個別に指導・助言を行うこととしております。

指導・助言の実施時期については、都道府県選挙管理委員会及び総務省による確認・報告、当委員会における審議等を経て、収支報告書の要旨の公表期限である11月末以降、できるだけ速やかに実施することとしております。

なお、この指導・助言は、政治資金監査の更なる質の向上を図るため、次回以降の政治資金監査に役立てていただくための注意喚起としてお示しするものです。政治資金監査は法令に基づき適確に行う必要があり、この機会に改めて「政治資金監査に関する研修テキスト」に掲載しております「政治資金監査チェックリスト」及び「政治資金監査報告書チェックリスト」を見直し、引き続き適確な政治資金監査の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

この内容を含め、政治資金監査に関するご質問等がございましたら、下記の連絡先まで遠慮なくお問い合わせください。

また、平成27年度のフォローアップ研修の日程等は、平成27年3月末までに当委員会ホームページに掲載いたしますので、ぜひご参加ください。

なお、今年度のフォローアップ研修に参加されなかった方は、同封されております「平成26年度 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修資料（実務向上研修）」のP1を併せてご覧ください。

個別の指導・助言を実施
する趣旨

総務省政治資金適正化委員会事務局
電話 03-5253-5598（直通）
FAX 03-5253-5584